

## 「食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いの例示」の一部改正について(案)

「食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いの例示」(令和2年3月 31 日付け薬生監麻発 0331 第9号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知)の別添2の一部を改正する。

※ 根拠条文: 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第2条第1項第2号及び第3号

### 改正の内容

#### 1. 成分本質(原材料)の新規追加

(1) 別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」への追加

##### ① 植物由来物等

名称	他名等	部位等	備考
カミメボウキ	ホーリーバジル、トルシー	葉	

※現在、本リストについて学名を追記する等の記載の見直しを別途行っており、見直し後のリストでの本項目の学名は *Ocimum tenuiflorum* L と記載予定。